平成２８年（フ）第６５１号
札幌市北区屯田６条８丁目９番７－101号
債務者　三谷真理子
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６５６号
札幌市北区篠路町上篠路109番地164
債務者　佐藤　　妙
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５号
岩手県一関市大町６番７号　三浦第一ビル302、旧住所岩手県一関市上大槻街４番23－102号　メゾン・ド・マルシェ
債務者　大立目和子
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第８４号
埼玉県狭山市狭山台３丁目26番地　５－４－503
債務者　赤塚　和人
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１４７号
埼玉県入間郡越生町大字如意191番地16
債務者　林　　隆志
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１６４号
埼玉県富士見市上沢１丁目４番18号
債務者　盛田　正義
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第７９号
静岡県御殿場市萩原1161番地の１　シティ山崎Ｂ310、前住所静岡県御殿場市新橋921番地の３
債務者　小山　益弘
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１０９号
静岡県沼津市今沢20番地の９、前住所静岡県沼津市今沢78番地の４
債務者　臼井　勝也
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第９９９号
大阪府河内長野市河合寺255番地の４
債務者　長塚浅徳商店エクステリアこと　長塚陽介
1　決定年月日時　平成28年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７８号
大阪府河内長野市河合寺255番地の４
債務者　長塚浅徳商店エクステリアこと　長塚浅徳
1　決定年月日時　平成28年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７９号
大阪府河内長野市河合寺255番地の４
債務者　長塚　富江
1　決定年月日時　平成28年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２２０号
堺市北区東浅香山町１丁52番地２　ファイブコート浅香105号、前住所堺市堺区大浜南町１丁６番11号　株式会社南港マリン内
債務者　西岡　一豊（旧姓前川）
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２２１号
大阪府藤井寺市道明寺６丁目８番８－301号
債務者　西村　幸子
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２２７号
大阪府松原市上田８丁目７番２－206号
債務者　海瀬　眞弓
1　決定年月日時　平成28年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２６８号
大阪府柏原市大字高井田1571番地の16
債務者　おそうじ本舗柏原店ことおそうじサポートこと　貴治　忠継
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２６９号
大阪府柏原市大字高井田1571番地の16
債務者　貴治　和美
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係